

令和3年度岡山県地域課題解決型起業支援金交付要綱

令和3年4月1日制定

岡山県商工会連合会

(総則)

第1条 地域課題解決型起業支援金（以下「起業支援金」という。）の交付については、岡山県地域課題解決型起業支援事業費補助金交付要綱（平成31年3月29日制定）及び岡山県地域課題解決型起業支援事業実施要領（同月26日制定）によるほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、「起業」とは、新たに事業を開始するための準備を行うとともに、個人事業の開業届出を行うこと又は株式会社、合同会社、合名会社、合資会社、企業組合、協業組合、特定非営利活動法人等（大企業及びみなし大企業を除く。）（以下「法人等」という。）を新たに設立して、その代表者となることをいう。

2 この要綱において、「事業承継」とは、既に事業を営んでいる法人等又は個人事業主が、Society5.0 関連業種等の付加価値の高い産業分野で新たに事業を開始するための準備を行うとともに、経営資源等を引継ぎ、法人等の代表者の変更又は個人開業の届出を行うことをいう。

3 この要綱において、「第二創業」とは、既に事業を営んでいる法人等又は個人事業主が、Society5.0 関連業種等の付加価値の高い産業分野への業態の転換又は新事業に進出することをいう。

4 この要綱において、「起業者等」とは、岡山県内に居住、又は居住を予定している者であって、地域課題の解決を目的として、岡山県内において新たに起業、事業承継、第二創業をする者をいう。

5 この要綱において、「事務局」とは岡山県商工会連合会を、「会長」とは岡山県商工会連合会会長をいう。

6 この要綱において、「処分」とは、財産を他の用途に使用、他の者に貸し付け、若しくは譲り渡し、他の物件と交換し、又は債務の担保に供することをいう。

(交付の目的)

第3条 起業支援金の交付は、起業者等に対し、新たな事業を開始するための経費の一部を補助することにより、地域課題の解決を目的とした起業、事業承継、第二創業の促進を通じ、人口減少問題の克服及び地域の持続的発展に資するとともに、岡山県経済の安定化及び活性化を図ることを目的とする。

(対象経費、補助率等)

第4条 起業支援金は、起業者等が新たに事業を開始するための必要な経費であって別表に掲げるもののうち、会長が必要かつ適当と認める経費（以下「対象経費」という。）について予算の範囲内において交付する。

(交付申請)

第5条 起業者等は、起業支援金の交付を受けようとするときは、会長が別に定める日までに、様式第1号による申請書を会長に提出しなければならない。

- 2 起業者等は、前項に規定する申請を行うに当たっては、起業支援金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定に基づき仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づく地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）に相当する額を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(交付決定)

第6条 会長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、社会的事業に知見を有する有識者等で構成する外部審査会の意見を聴いた上で、適当と認める場合は、起業支援金の交付決定を行い、様式第2号による通知書により起業者等に通知するものとする。

- 2 前項の交付決定（変更交付決定を含む。）の額は、対象経費に補助率を乗じて得た額（千円未満切捨て）とする。
- 3 会長は、第1項の交付決定に当たっては、前条第2項本文の規定により仕入控除税額に相当する額を減額して申請がなされたものについて、これを審査し、適当と認めるときは当該仕入控除税額に相当する額を減額して交付決定を行うものとする。
- 4 会長は、前条第2項ただし書の規定により申請がなされた場合においては、起業支援金の額の確定時に、仕入控除税額に相当する額を減額することとし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(申請の取下げ)

第7条 起業者等が、前条の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服がある場合において申請の取下げをすることができる期限は、同条の通知書を受け取った日から20日以内とする。

(事業の内容又は経費の配分の変更)

第8条 起業者等は、第6条の交付決定を受けた事業（以下「対象事業」という。）の内容又は経費の配分を変更しようとするときは、あらかじめ様式第3号による変更承認申請書を会長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、第5条の規定により提出した申請書別紙1-2「対象事業に要する経費の積算根拠」において、合計額の20パーセント以内の額を減額する場合については、この限りでない。

- 2 前項に規定する変更承認申請を受けて行う変更交付決定の額は、当該申請前の交付決定（変更交付決定を含む。）の額の範囲内とする。

(遂行状況の報告)

第9条 起業者等は、会長が別に定める日までに、様式第4号による報告書を会長に提出しなければならない。

- 2 会長は、必要に応じ、対象事業の実施状況について起業者等に報告を求めることができる。

- 3 前項の規定による報告の求めがあったときは、起業者等はこれに応じなければならない。

(事業の中止又は廃止)

- 第10条 起業者等は、対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ様式第5号による承認申請書を会長に提出し、その承認を受けなければならない。起業支援金の支払を受けた後も、同様とする。
- 2 会長は、前項の承認を行おうとするときは、あらかじめ岡山県知事の同意を得なければならない。
 - 3 第1項の場合において、会長は、当該起業者等に対し必要な指示をすることができる。

(実績報告)

- 第11条 起業者等は、対象事業が完了したときは、その日から20日を経過した日又は会長の定める日のいずれか早い日までに、様式第6号による実績報告書を会長に提出しなければならない。
- 2 起業者等は、前項に規定する実績報告を行うに当たって、仕入控除税額が明らかな場合には、仕入控除税額に相当する額を減額して報告しなければならない。

(額の確定等)

- 第12条 会長は、前条第1項に規定する実績報告を受けた場合は、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査を行い、当該実績報告に係る対象事業の内容及び結果が交付決定の内容(第8条の承認をした場合は、承認された内容)及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき起業支援金の額を確定し、起業者等に通知するものとする。
- 2 前項の規定により確定する起業支援金の額は、千円単位(千円未満切捨て)とし、交付決定(変更交付決定を含む。)の額を超えないこととする。

(起業支援金の請求)

- 第13条 起業支援金は精算払により交付するものとし、起業者等は起業支援金の交付を受けようとするときは様式第7号による請求書を会長に提出しなければならない。

(起業支援金の経理等)

- 第14条 起業者等は、対象事業に要した経費に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、当該事業が完了した日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(仕入控除税額の確定に伴う報告等)

- 第15条 起業者等は、起業支援金の交付を受けた後に、消費税及び地方消費税の申告により仕入控除税額が確定した場合には、様式第8号により速やかに会長に報告しなければならない。
- 2 会長は、前項の規定による報告があった場合には、当該仕入控除税額に相当する起業支援金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(財産の管理及び処分)

- 第16条 起業者等が対象事業により取得し、又は効用が増加した財産であって、取得価格の単価又は効用の増加額が50万円(消費税額及び地方消費税の額を除く。)以上のものは、処分制限財産とする。
- 2 起業者等は、処分制限財産について処分をしようとするときは、様式第9号による承認申請書を会長に提出し、その承認を受けなければならない。
 - 3 会長は、前項の承認を行おうとするときは、あらかじめ岡山県知事の同意を得なければならない。
 - 4 処分制限財産について処分をしたことにより起業者等に収入があったときは、会長は、その収入の全部又は一部を事務局に納付させなければならない。
 - 5 前項の場合において、納付があったときは、会長は、速やかに岡山県知事に報告し、その指示を受けなければならない。
 - 6 起業者等は、対象事業が完了した後も対象事業により取得し、又は効用が増加した財産を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、起業支援金交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。
 - 7 起業者等は、対象事業により取得し、又は効用が増加した財産について、台帳を設け、当該財産の保管状況を明らかにしておかななければならない。

(交付決定を行う場合に付すべき条件)

- 第17条 会長は、起業支援金の交付決定を行う場合は、次に掲げる条件を付すものとする。
- (1) 起業者等が起業支援金を他の用途に使用し、又は交付決定の内容、これに付した条件その他法令若しくはこれに基づく命令等に違反したときは、起業支援金の額の確定の有無にかかわらず、交付決定を取り消すことができる。この場合において、既に起業支援金が交付されているときは、その返還をさせることができる。
 - (2) 申請時において仕入控除税額が明らかでない場合においては、起業支援金の額の確定時に仕入控除税額に相当する額を減額することができる。
 - (3) 起業者等が、対象事業により取得し、又は効用が増加した財産であって、取得価格の単価又は効用の増加額が50万円(消費税額及び地方消費税の額を除く。)以上のものについて処分をしようとするときは、会長の承認を受けなければならないこと。また、起業者等に処分による収入があるときは、その収入の全部又は一部を納付させること。
 - (4) 起業者等は、対象事業が完了した後も対象事業により取得し、又は効用が増加した財産を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、起業支援金交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならないこと。
 - (5) 起業者等は、対象事業により取得し、又は効用が増加した財産について、台帳を設け、当該財産の保管状況を明らかにしておかななければならないこと。
 - (6) 起業者等は、対象事業に要した経費に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、当該起業が完了した日の属する年度の終了後5年間保存しなければならないこと。
 - (7) 起業者等は、対象事業が完了した日の属する年度の終了後5年間、各年度終了後60日以内に各年度末時点又は直近の決算期末時点における当該事業の実施状況について、会長に報告しなければならないこと。
 - (8) 対象事業の進捗状況確認のため事務局の職員が実地検査を行う場合又は対象事

業が完了した後会計検査院等の職員が実地検査を行う場合において、起業者等は、これを受け入れ、当該検査により起業支援金の返還命令等の指示がなされた場合は、これに従わなければならないこと。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表

対象経費	補助率	補助上限額
人件費（対象事業に直接従事する従業員に対して支払う給与及び賃金に限り、代表者及び役員の人件費を除く。）、店舗等借料、設備費、原材料費、借料、知的財産権等関連経費、謝金、旅費、外注費、委託費、マーケティング調査費、広報費等	対象経費の 2分の1以内	1件当たりの上限額は、 200万円とする。